

西こじょう会 会則

第一章 総則

第1条 (名称)

この会は、西こじょう会と称する。(以下、本会と称する)

第2条 (会員)

本会は、名古屋市高年大学鯉城学園を卒業して西区に居住し、入会した人で構成する。
入会金及び年会費の納入をもって会員とする。
入会后、転居し西区を離れた会員が在籍を希望する場合は会員を継続することができる。

第3条 (目的)

会員相互の親睦と教養の向上に努め、加えて地域活動に参画して、地域に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種行事などの企画開催
- (2)ボランティア活動
- (3)会誌の発行
- (4)その他、必要な事業

第5条 (情報管理)

会員の個人情報、関係法令に基づき厳重に管理する。

第6条 (事務局)

本会の事務局は、会長宅に置く。

第二章 組織

第7条 (構成)

- | | |
|-------------|---|
| 1、会 長 | 本会を代表して業務を統括する。 |
| 2、総務委員会 | ①総務を担当する。
②学区および同好会を管掌する。 |
| 3、広報委員会 | 本会の活動全般について広報活動する。 |
| 4、ボランティア委員会 | ①本会のボランティア活動を企画し遂行する。
②行政などのボランティア活動に極力参加する。 |
| 5、行事委員会 | 作品展・見学などの行事全般を企画し遂行する。 |
| 6、会 計 | 本会の会計を担当する。 |
| 7、鯉城会幹事 | 鯉城会の幹事会に出席し、その役務と報告をする。 |
| 8、会計監査 | 年度末に会計監査を行い、総会において報告する。 |

第五章 会計

第12条（入会金・年会費）

入会金は 500円とする。年会費は2,000円(鯉城会費300円含む)とする。
ただし、同一家族で2人目の会員の年会費は1,000円とする。

第13条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。
決算報告は監査を受けた後、総会で承認を得るものとする。

第六章 その他

第14条（届出・資格喪失）

会員は、住所氏名の変更、退会の意思が生じた時は、速やかブロック幹事を通じて
総務委員長に届け出でること。他の会員の死亡を知った会員は、家族等に確認の
上、ブロック幹事を通じて総務委員長に連絡する。

第15条（会則改正）

会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の議決により改正することが出来る。
なお、本会は別途細則を定める。細則の改正は役員会において議決することが
出来る。

第16条（再入会に伴う措置）

会員が再入会した場合は、入会金を免除し、年会費のみ納付すること。

第17条（設立年月日）

設立年月日は、平成 3年(西暦1991年) 3月 25日とする。

付則

- ①この会則は平成 3年4月1日より施行する
- ②この会則は平成10年4月1日より改訂施行する
- ③この会則は平成11年4月1日より改訂施行する
- ④この会則は平成12年4月1日より改訂施行する
- ⑤この会則は平成14年4月1日より改訂施行する
- ⑥この会則は平成15年4月1日より改訂施行する
- ⑦この会則は平成17年4月1日より改訂施行する
- ⑧この会則は平成19年4月1日より改訂施行する
- ⑨この会則は平成21年4月1日より改訂施行する
- ⑩この会則は平成23年4月1日より改訂施行する
- ⑪この会則は平成24年4月1日より改訂施行する
- ⑫この会則は平成26年4月1日より改訂施行する
- ⑬この会則は平成28年4月1日より改訂施行する
- ⑭この会則は平成29年4月1日より改訂施行する
- ⑮この会則は平成31年4月1日より改訂施行する
- ⑯この会則は令和 4年4月1日より改訂施行する
- ⑰この会則は令和 5年4月1日より改訂施行する
- ⑱この会則は令和 6年4月1日より改訂施行する

西こじょう会 細 則

第7条（構成）の関連事項

- 1、総務委員会
 - ①会員名簿の管理を行う。
 - ②ブロック幹事および役員の役務お礼金は、一律1,500円とする。
 - ③同好会の期初の活動支援金は、一律3,000円とする。
 - ④会員への弔電は、上限2,500円として弔意を表す。

- 2、広報委員会
 - ①広報誌「西こじょうだより」を年2回(6月、12月)発行する。
また、状況に応じて適宜に「西こじょう会かわら版」を発行する。
 - ②原稿の投稿1人当たりに対し、謝礼金500円(商品券)とする。
但し、ブロック幹事・役員・同好会代表者の業務原稿には謝礼しない。
 - ③西こじょう会のホームページの維持管理を行う。

- 3、ボランティア委員会
 - ①活動実績で参加人数を把握する。
 - ②年度初めに、ボランティア保険に加入者数を把握し申込する。
また、1人当たり加入費300円のうち、100円の補助金を出す。
 - ③鯨城会へ、上期と下期において活動実績を報告する。(学園の目的)

- 4、行事委員会
 - ①行事下見の経費は請求できる。ただし、会長の事前承認が必要とする。

- 5、その他
 - ①この細則に定めのない事項が生じた時は、役員会にて審議し議決することが出来る。(第11条の2 適用)

- 付則
- ①この細則は平成31年4月1日より施行する。
 - ②この細則は令和2年4月1日より改訂施行する。
 - ③この細則は令和3年7月31日より改訂施行する。